

奥尻町新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び新感染症)は、町民の生命や健康、社会・経済全体にも大きな影響をもたらすことが懸念されています。国は、これらが発生した場合には、国家の危機として対応する必要があるとしています。平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等と相まって、国全体と全の体制を整備し、対策の強化を図ることとしており、平成25年6月に政府行動計画が策定され、10月に北海道行動計画が策定されました。奥尻町においても、これらの計画等との整合性を図りながら新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や措置等を定め、発生した感染症の特性を踏まえ様々な状況で対応できるよう、総合的に推進することを目的に町行動計画を策定します

町行動計画の構成

【I はじめに】

- 1 国及び北海道行動計画における取組
- 2 町における取組の経緯

【II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針】

- 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
- 2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
- 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点
- 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等
- 5 対策推進のための役割分担
- 6 行動計画の主要6項目

- ※主要6項目
- ①実施体制
 - ②情報収集及び情報提供・共有
 - ③まん延防止
 - ④予防接種
 - ⑤医療
 - ⑥町民の生活及び地域経済の安定の確保

【III 各段階における対策

- 1 未発生期
- 2 海外発生期
- 3 国内発生早期
- 4 国内感染期
- 5 小康期

発生段階毎に、
具体的な対策を
主要6項目で記述

【対象とする感染症】(P4)

新型インフルエンザ	新たなインフルエンザ(感染症第6条第7項)
再興型インフルエンザ	過去に世界で流行したインフルエンザインフルエンザ(感染症法第6条第7項)
新感染症	その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの(感染症法第6条第9項)

【対策の目的及び基本的考え方】(P5)

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護します。
- (2) 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

【対策実施上の留意点】(P8)

基本的人権の尊重	町民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限となるよう
危機管理としての特措法の性格	緊急事態措置は、どのような場合でも講じるというものではない留意します。
関係機関相互の連携協力の確保	政府対策本部、道対策本部と緊密な連携を図ります。
記録の作成・保存	町対策本部における対応について、記録の作成・保存・公表を

【町の被害想定】(P9)

(H27.3末時点の人口による推計)

医療機関受診者数	約300~600人	
入院患者数	中等度:約10人	重度:約35人
死亡者数	中等度:約3人	重度:約12人

※上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による医学的介入の影響(効果)、現在の医療体制等を一切考慮していません。

【役割分担】(P11)

国	国全体の態勢整備。ワクチン、その他の医薬品の調査・研究。国際連携の確保と国際協力の推進。基本的対処方針の決定と対策の強力な推進
道	特措法・感染症法に基づく中心的な実施主体。地域医療体制の確保。感抑制に関する的確な判断。(外出自粛要請、施設の使用制限要請等の身
町	町民に対する予防接種。町民の生活支援。要援護者支援。道・近隣市町連携。
医療機関	院内感染対策。医療資器材の確保。診療継続計画の策定。医療連携体
登録事業者	職場における感染予防策の実施。発生時の重要業務の実施継続。
一般の事業者	職場における感染予防策の実施。発生時、感染拡大防止のための事業
町民	新型インフルエンザ等の情報、発生時の行動や対策に関する知識を得る感染対策の実践(マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい等)。食料品生活必需品等の備蓄。

機管
として万
がら、
。

うにします。

ことに

行います。

。
染拡大
施。)
村との

制の整備。

の一部縮小。

。
。